

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.com/>

E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

両備HD会長兼CEO小嶋光信氏が、両備運輸再建のため常務になった時、トラック部門は下請けのまた下請けをしている状況でした。運転手の控室は裸電球ひとつ、雑誌が散乱し運転手はパンツ一枚でチンチロリンをやっている。「おれたちは国から免許をもらって大きなトラックを運転している。おまえにできるか」という。大型免許を持っていた氏は構内を一周してみせ、「仕事は我々が取ってくるからトラックにほうきを積んでいってくれ」と頼みました。荷物を受け取った後に掃除する。降ろす前にまた掃除する。これが噂となり、業績はみるみる回復し、40台だったトラックが600台に増えました。日本経済新聞所載。

ヒント

税務 ミニガイド

国外財産の保有が増加する中で適正な課税・徴収の確保を図る観点から、平成24年度税制改正で国外財産調書提出制度が創設されました。創設後初めてとなる平成25年度分（平成25年12月31日現在）国外財産調書の提出件数は5539件で、その国外財産価額の総合計額は、2.5兆円でした。



霞沢岳(長野)

竹下光士 / オアシス

キビしい裁決事例もある… 給与所得者の旅費

□非課税とされる旅費

給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、もしくは転任に伴う転居のための旅行をした場合または就職もしくは退職をした者もしくは死亡による退職をした者の遺族がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要であると認められるものについては、所得税が非課税とされています。

□非課税の判断

非課税とされる旅費は、その旅行の目的、目的地、行路もしくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内のものをいいます。

その判断に当たって、次の事項を勘案することとされています。

- ①その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- ②その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

□単身赴任者の帰宅旅費、非課税に当たらないとした裁決事例も

単身赴任者に対して帰宅のための旅費を支給する場合は、職務を遂行するための旅費には該当しないため、原則として非課税の規定の適用はありません。

しかしながら、単身赴任者が職務遂行上必要な旅行に付随して帰宅のために旅行を行った場合に支給される旅費については、これらの旅行の目的、行路等からみて、これらの旅行が主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ、当該旅費の額が非課税とされる旅費の範囲を著

話のタネ

○ハンカチといえば、映画の「幸福の黄色いハンカチ」、歌では「赤いハンカチ」「木綿のハンカチーフ」、政治家では「絹のハンカチ」、野球では「ハンカチ王子」等が有名ですが、それまで丸や三角、楕円形などだったハンカチを正方形に統一したのはマリー・アントワネット。11月3日はハンカチの日ですが、王妃に因んで誕生日に近い祝日を選んだものです。



しく逸脱しない限り、非課税として取り扱うこととされています。

単身赴任者の帰宅旅費について、業務報告書は義務づけてはいませんが、口頭での業務報告を受けており、業務報告をさせるための旅行に付随した帰宅旅費であり、非課税に該当するとの納税者の主張に対して、毎月1回、旅行日はほぼ土曜日、日曜日等の休日で、業務報告を具体的に証明できる客観的な報告書等の作成も行っていないとして、非課税には当たらないとした裁決事例（平成10年1月29日裁決）もあります。

税務上のトラブルを回避するためにも、職務遂行上必要な旅行に付随しての帰宅であることを明確にしておくことが大切です。

□非常勤役員の出勤費用

会社その他の団体の非常勤の役員、顧問、相談役等に対して、その勤務する場所に出勤するために行う旅行に必要な運賃、宿泊料等の支出に充てるものとして支給される金品で、社会通念上合理的な理由があると認められる場合に支給されるものについては、その支給される金品のうちその出勤のために直接必要であると認められる部分については、課税しなくて差し支えないこととされています。

地方法人税が与える影響

純資産価額方式の法人税等の税率

平成26年10月1日から地方法人税が創設されましたが、このことによって実務に与える影響はどのようなものでしょうか。

□地方法人税の性格

創設の目的は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることにあります。

法人住民税の法人税割の税率引下げに合わせて、地方交付税の財源を確保するための地方法人税制度（国税）が誕生しました。

平成26年10月1日以後に開始する課税事業年度の課税標準法人税額に4.4%の税率を乗じて計算した地方法人税を通常の法人税と同時期に申告・納付することになります。

□純資産価額方式への影響？

取引相場のない株式の評価方式にはいくつかの方法がありますが、そのひとつに純資産価額

方式があります。

具体的には、評価する会社の課税時期時点の純資産価額〔相続税評価額〕から負債合計額〔相続税評価額〕と評価差額に対する法人税額等相当額をマイナスして算出するやり方です。

ここで問題となるのは、この法人税相当額の税率です。この税率も数次の改正を経ており、最近では復興特別法人税が1年前倒して廃止されたために、平成26年4月1日以降の相続・贈与税から改正前の42%から40%へ引き下げられています。

税率には、法人税だけでなく、事業税、住民税等が含まれるので、今回の地方法人税の創設による税率の変化が気になるところです。

結論から言えば、国税たる地方法人税が創設されましたが、いわば法人住民税の一部が地方法人税へ振り替えられるだけで、結果法人の税負担は変わらないため、平成26年10月1日以後もその法人税額等相当額税率は40%が変化なく適用されます。

ナマの税務相談室

Q 知人の土地の使用貸借の件でご相談に上がりました。

もともとは母甲の所有地に息子乙の建物があり、自宅兼一部賃貸アパートとして使用していました。この乙の建物は昭和55年甲の夫の死亡により相続したものです。甲乙間に権利金、地代の収受はありません。

平成15年乙は離婚し、この建物を元妻である丙に財産分与しました。その時、地主の甲と丙は土地に関して書面を取り交わしていません。従って、現在に至るまで地代、権利金の支払いはなく、丙は離婚後、この建物を自宅兼賃貸アパートとして使用しています。甲は今年4月亡くなりました。

A なるほど、結構所有者が転々とした建物ですね。

Q このような状況のもとで、甲所有の土地は単なる使用貸借されているに過ぎない

土地の貸借関係による評価は微妙

として更地として評価すべきでしょうか。甲と丙は乙との離婚で現在は親族関係にはなく、あくまでも第三者なのですが、相続の評価

に際して何か変化が有らましようか。

A 甲の亡夫が本件土地を使用貸借により借受け、本件家屋の敷地の用に供していたのであれば使用貸借にかかる使用権の経済的価値をゼロとして課税上取り扱っていることから使用貸借の開始があった時甲の所有地の価額は自用地の価額として評価されます。その後の離婚の時点でも経過のお話から黙認による使用貸借状況が継続していると考えerべきでしょう。

本件土地の使用貸借は甲が死亡するまでの間、使用貸借の相手が亡夫、乙、丙と変わりましたが、甲にとって本件土地の価額は、亡夫の使用貸借開始があった時から自用地の価額には使用貸借の価額をゼロとして取り扱うのが正しいと思います。

ナマの税務相談室

保育料を特定支出控除に

共働き夫婦で子供がいる場合、運良く公立の保育園に子供を入れることができて、時間外保育はベビーシッターに頼らざるを得ません。掃除洗濯等の家事について「家事支援代行」サービスに頼まざるを得ない場合もあります。仕事と家事、育児の三つを同時にこなすのは至難の業です。これらには、仕事をして収入を得るための必要経費の性格があります。

核家族化した夫婦所帯が子を持つことを望まなくなり、また、少なからぬ若者達が婚姻による夫婦所帯の形成に消極的になっています。家族形成という社会的・生物学的機能を放棄したら、日本民族は絶滅危惧種にならざるを得

ません。家事育児に男も女も共同参画するとともに、その負担から解放する家事育児の社会化を進行させて、男も女も家庭収入の確保に共同参画できる条件を同時に整えることが必要です。

米国では一人親・夫婦共働き所帯で13歳未満の子供がいる場合、ベビーシッターやハウスキーパーへの支払いのうち最大35%が税額控除の対象になります。イギリスでは、就労している一人親所帯・共働き所帯を対象に、保育士や託児所等に支払われる費用の70%が、勤労税額控除に加算されます。フランスでは50%が給付付き税額控除となり、ドイツでも20%を税額控除の対象としています。

企業が従業員のために設備を設けて、このサービスが無償提供したら、単純に経費になり、かつ優遇促進税制の恩恵にも浴せます。資金のない中小企業が、代わりに施策として、従業員の保育料・ベビーシッター代等を肩代りしたら、それも単純経費でよいのではないのでしょうか。

1年ほど前の自民党の政策提言として、成長戦略・女性の就労支援のため、ベビーシッターなどへの支出に税額控除を認める家事支援税制の導入が打ち出されました。家事育児介護費用等の支出に、必要経費性が強ければ、給与所得者の場合、給与所得の特定支出に該当するようにすべきだし、社会の負担すべき費用の個人負担の性格が強いのなら、所得控除や税額控除が本来です。いずれにせよ、差し迫った政策課題として制度創設が望まれるものです。

「金色の小さき鳥の形して
銀杏散るなり夕日の丘
に」は、与謝野晶子の代表的な作品ですが、銀杏だけでなく、黄色く色づいた木の葉がはらはらと散るのを黄落といえます。ナラやクヌギのほかには落葉松も針のような葉を陽光に輝かせながら囁くような音をたてて葉を落としつづけます。
「黄落や或る悲しみの受話器置く 静塔」
7日立冬 22日小雪。



明日は何とかなると思う馬鹿者、
今日でさえ遅すぎるのだ。
賢者はもう昨日済ましている。

(アメリカの社会学者 クーリー)

11月の税務メモ

(国税)

- 10月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)
- 所得税予定納税額の減額申請
- 9月決算法人の確定申告
- 27年3月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税予定納税額の第2期納付
- 特別農業所得者の予定納税

10日

17日

12月1日

〃

〃

〃

(地方条例による)

(地方税)

- 10月分個人住民税特別徴収分の納付
- 9月決算法人の確定申告
- 27年3月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業税の第2期納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。